2　受入れ機関

(一)　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）第二の五に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）、特例ベトナム人看護師候補者等（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）第二の一及び二に規定する特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）、特例インドネシア人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）及び特例フィリピン人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一及び二に規定する特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)～(五)　略

(六)　受け入れているベトナム人看護師候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているベトナム人看護師候補者が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているベトナム人看護師候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。以下第三の三の2の(五)を除き同じ。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人看護師候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

二　ベトナム人就労介護福祉士候補者及びその受入れ機関

ベトナム人就労介護福祉士候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　ベトナム人就労介護福祉士候補者

(一)　［略］

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）第二の五に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）、特例ベトナム人看護師候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第二百七十八号）第二の五に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）、特例ベトナム人看護師候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第二百七十八号）第二の五に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一及び二に規定する特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)～(五)　同上

(六)　受け入れているベトナム人看護師候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているベトナム人看護師候補者が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているベトナム人看護師候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人看護師候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

二　ベトナム人就労介護福祉士候補者及びその受入れ機関

ベトナム人就労介護福祉士候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　ベトナム人就労介護福祉士候補者

(一)　［同上］